

西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付要綱

令和 5 年 5 月 31 日

(要) 告示第 61 号

改正 令和 5 年 8 月 17 日 (要) 告示第 79 号

改正 令和 7 年 3 月 31 日 (要) 告示第 55 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。)の趣旨に基づき、飼い主のいない猫(所有又は占有の意思をもって継続して給餌などの世話する者のいない、本市の区域内で保護した猫をいう。以下同じ。)に不妊手術又は去勢手術(以下「手術」という。)を行うことにより、飼い主のいない猫の不必要な繁殖を抑制し、良好な生活環境の保持を目的として、予算の範囲内において、西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、西条市補助金等交付規則(平成 1 6 年西条市規則第 4 0 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、愛媛県内の診療施設(獣医療法(平成 4 年法律第 4 6 号)第 2 条第 2 項に規定する診療施設をいう。)において、飼い主のいない猫に対する手術を実施しようとする者(法人を除く。)であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有していること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 法第 1 0 条第 1 項に規定する動物の取扱業を営む者に該当しない者であること。
- (4) 手術に要する費用及び手術を実施したことを識別するためにオスにあっては右耳、メスにあっては左耳の一部を切除する費用を負担する者であること。
- (5) 手術後、当該手術を実施した猫を自ら飼育し、譲渡し、又は保護した場所に戻した者であること。

(補助対象経費等)

第 3 条 補助対象経費は、手術に要する費用及び手術を実施したことを識別するためにオスにあっては右耳、メスにあっては左耳の一部を切除する費用とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 の額とし、去勢手術にあっては 1 匹当たり 5, 0 0 0 円、不妊手術にあっては 1 匹当たり 1 0, 0 0 0 円を限度とする。ただし、1 匹当たりの算出された額に 1 0 0 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西条市飼い

主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請誓約書（様式第2号）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金を交付する旨の決定にあつては西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金を交付しない旨の決定にあつては西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（変更、中止、廃止）

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、決定を受けた内容等の変更、中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付変更（中止・廃止）申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の承認にあつては西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、中止又は廃止の承認にあつては西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金（中止・廃止）決定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 交付決定者は、補助金の交付の決定があつた日の翌日から起算して90日を経過する日までに、西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る会計年度が終了した場合も、同様とする。

(1) 手術費の領収書（領収日、申請者氏名、手術内容及び診療施設名が記載されたもの）の写し又はこれに代わる書類の写し

(2) 手術を実施した猫の耳の一部を切除したこと、及び身体全体が確認できるカラー写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する経過日が西条市の休日を定める条例（平成16年西条市条例第2号）に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。

（補助金の額の確定等）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があつたときは、その内容を審

査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を交付決定者に規則第12条の2の補助金等確定通知書により通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金請求書（様式第9号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第9条 規則第14条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

2 規則第15条の規定による補助金の返還の命令は、西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金返還命令書（様式第11号）により行うものとする。

（手術に伴う責任）

第10条 手術により、申請者と第三者との間で生じた問題については、申請者の責任において処理するものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

附 則（令和5年8月17日（要）告示第79号）

この告示は、令和5年8月17日から施行する。

附 則（令和7年3月31日（要）告示第55号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

西条市長 殿

住所

氏名

㊟

電話番号

西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付申請書

西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

また、市が補助金の交付に係る審査に当たり、住所及び市税の納付状況について、調査することに同意します。

補助年度	年度		
補助事業の名称	西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助事業		
補助区分 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> オス（去勢手術） <input type="checkbox"/> メス（不妊手術）		
体格 (該当を○で囲む。)	大 ・ 中 ・ 小	毛色	
生息（保護）場所	西条市	付近	
手術後の猫の行き先 (該当を○で囲む。)	飼育 ・ 譲渡 ・ 元の場所に返す ・ 未定		
手術実施予定日	年	月	日
手術実施病院名			
補助対象経費	円（消費税及び地方消費税を含んだ額）		
交付申請額	円		
添付書類	1 補助金交付申請誓約書（様式第 2 号） 2 その他市長が必要と認める書類		

様式第2号（第4条関係）

補助金交付申請誓約書

本補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

- 1 手術を実施しようとする猫は、首輪などが装着されていない等の理由により、飼い主の存在を推測することが困難な、市内に生息する猫に相違ありません。
- 2 手術を実施した猫を保護した場所に戻す場合は、周辺環境美化に留意し、近隣トラブル防止に努めます。
- 3 手術を実施した猫に飼い主がいた場合など、補助金の対象外である事由が判明したときは、速やかに市に報告し、当該手術により生じた問題については、自己の責任において解決するよう努力します。

西条市長

殿

申請者

住所

氏名

㊞

様式第3号（第5条関係）

西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金について、次の条件を付けて、 年度において補助金等 円を交付する。

年 月 日

西条市長



条件

- 1 この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。
- 2 補助金の交付の決定があった日の翌日から起算して90日を経過する日まで又は交付の決定に係る会計年度終了時に実績報告書を提出すること。
- 3 この補助事業は、市長及び監査委員が調査又は監査することがある。
- 4 西条市補助金等交付規則第14条各号の規定のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 5 4により取り消した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。
- 6 5により補助金の返還を求められたときは、受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。
- 7 5により補助金の返還を求められ、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を納付しなければならない。

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

西条市長



西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金に対し、次の理由により不交付とする。

不交付とする理由	
----------	--

様式第6号（第6条関係）

西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更申請のあった西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金について、申請のとおり承認し、次の条件を付けて、年度において補助金等 円を補助金等 円に変更交付する。

年 月 日

西条市長



条件

- 1 この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。
- 2 補助金の交付の決定があった日の翌日から起算して90日を経過する日まで又は交付の決定に係る会計年度終了時に実績報告書を提出すること。
- 3 この補助事業は、市長及び監査委員が調査又は監査することがある。
- 4 西条市補助金等交付規則第14条各号の規定のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 5 4により取り消した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。
- 6 5により補助金の返還を求められたときは、受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。
- 7 5により補助金の返還を求められ、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を納付しなければならない。

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

西条市長



西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金（中止・廃止）決定通知書

年 月 日付けで廃止（中止）申請のあった西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金について、申請のとおり承認する。

西条市長 殿

住所
氏名
電話番号

西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金実績報告書

西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

補助年度	年度		
補助事業の名称	西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助事業		
補助区分 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> オス（去勢手術） <input type="checkbox"/> メス（不妊手術）		
体格 (該当を○で囲む。)	大 ・ 中 ・ 小	毛色	
生息（保護）場所	西条市 付近		
手術後の猫の行き先 (該当を○で囲む。)	飼育 ・ 譲渡 ・ 元の場所に返す ・ 未定		
手術実施日	年 月 日		
手術実施病院名			
補助対象経費	円（消費税及び地方消費税を含んだ額）		
交付申請額	円		
添付書類	1 手術の領収書（領収日、申請者氏名、手術内容及び診療施設名が記載されたもの）の写し又はこれに代わる書類の写し 2 手術を実施した猫の耳の一部を切除したこと、及び身体全体が確認できるカラー写真 3 その他市長が必要と認める書類		

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

西条市長 殿

住所
氏名

西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金請求書

請求額 _____ 円

上記金額を 年 月 日付け 第 号による西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金として請求します。

振込口座

金融機関	金融機関名			
	支店・支所名			
	分類	普通・当座	口座番号	
	(ふりがな) 口座名義			
ゆうちょ 銀行	通帳記号		通帳番号	
	(ふりがな) 口座名義			

様式第10号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

西条市長



西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、通知します。

記

1 交付決定額	
2 取消額	
3 取消理由	

様式第 1 1 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

西条市長



西条市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付を取り消した西条市飼い主のいな
い猫の不妊去勢手術補助金について、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

1 返還命令額	
2 返還期限	
3 返還方法	